

福岡県公報

平成19年 2 月 7 日
第 2 6 3 9 号

目 次

告 示 (第261号—第284号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○土地改良事業の変更同意	(農地計画課)	2
○土地改良区の役員の住所の変更	(農地計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	6
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	7

○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○市の町の区域の設定及び字の区域の変更	(地 方 課)	7

公 告

○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	8
○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	10

人事委員会

○福岡県(警察官 A (男性)・警察官 A (女性)・警察官 A (武道指導)・警察官 B (男性)・警察官 B (女性)・警察官 C)採用試験の施行	(人事委員会事務局任用課)	11
---	---------------	----

監 査 委 員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	16
------------------	--------------	----

再 掲

○市の町の区域の設定	(地 方 課)	22
------------	---------	----

正 誤

○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則(平成18年福岡県規則第81号)中正誤		23
---	--	----

告 示

福岡県告示第261号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年 2 月 7 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市東大橋 2 丁目1918- 8、1918-24、2129- 3 及び2129- 7 から2129-13まで、並びにこれらの区域内の道路である市有地の全部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
行橋市中央区一丁目 2 番 7 号

有限会社行橋豊栄不動産 代表取締役 夕田 宜功

福岡県告示第262号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町花ヶ浦二丁目635-8及び635-11

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字仲原1377番地

長澤 善之

福岡県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業の計画の変更に同意したので、同条第5項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
久留米市	農業用排水施設整備事業 (牧地区)	平成19年1月15日

福岡県告示第264号

前原市土地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

役員の種類	氏名	旧住所	新住所
理事	田中 福	前原市大字高田197番地の3	前原市高田二丁目18番1号

福岡県告示第265号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字大隈字石橋1059-1、1059-3、1059-4、字榮松1349-1及び1349-3から1349-6まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字大隈1156-5

八尋 シゲ子

福岡県告示第266号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営筑後北部地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成19年2月7日から 平成19年3月8日まで	筑後市役所

福岡県告示第267号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市内住字尾藤1644の1、1660の1、字長瀬1832の1、1832の2、字赤松尾2068の14、2071の36、字久保山前2125、字上ノ原2258の2、2354、2357の2、2362の1、2265・2266・2296の1（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字久保山2501の2、字橋詰2596

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ原2258の2・2354（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字赤松尾2068の14、2071の36、字長瀬1832の1・1832の2・字尾藤1644の1・1660の1（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第268号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市上字穴江404

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第269号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第270号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市江川字伏ノ元1694の43、1710の7、上秋月字山本2662の48、2662の70、2669の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第271号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市千手字川ソコ3812の3

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川ソコ3812の3（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第272号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市上有木字麿3135の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第273号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市嘉穂才田字勝負迫1883、字フロノクチ1928の3、字ハセ2025

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第274号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市大字牛頸428番1、429番3及び429番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市大字牛頸369番地

篠原 エミ子

福岡県告示第275号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字桜井字相4226-5、4226-6及び4237-3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県鎌倉市岡本一丁目19番3-407号

伊藤 國廣

福岡県告示第276号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島郡志摩町大字櫻井字シノブ4460番5及び4460番16
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島郡志摩町大字櫻井4460番地の8
前田 康一

福岡県告示第277号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
柳川市大和町豊原字犬干
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
株式会社 大森屋
代表取締役 稲野 幸治

福岡県告示第278号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字長浜字八ノ久保528-2、528-5、565-4、565-23、568-4、569-3、569-4、585-2、585-3、588-2及び588-3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑後市大字羽犬塚145-1
井口 大輔

福岡県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年2月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	中間線 水巻線	遠賀郡水巻町吉田西三丁目1920番1先から 同郡同町吉田三丁目1927番先まで

福岡県告示第280号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年1月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人九州鳴合文化保存協会
 - (2) 代表者の氏名
松田 裕
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市早良区脇山2丁目11番58号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、日本古来より伝わる伝統文化としての鳴き合せ競技を正しく後世に伝えるとともに環境保護及び種の保存に係るボランティア活動を通して鳥と人類の共存を図り、もって日本文化の振興と環境保全を目指し広く社会に貢献することを目的とする。

福岡県告示第281号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営黒田地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成19年2月7日から 平成19年3月8日まで	みやこ町役場

福岡県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	瀬高線	前	筑後市大字西牟田4129番1先から 同市大字西牟田4122番4先まで	12.0 ～ 12.0	101.0

	久留米	後	同上	12.0 ～ 21.5	101.0
--	-----	---	----	-------------------	-------

福岡県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年2月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	瀬高線 久留米	筑後市大字西牟田4129番1先から 同市大字西牟田4122番4先まで

福岡県告示第284号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、久留米市長から久留米市の町の区域の設定及び字の区域の変更を次のようにする旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を田主丸町吉本とする。

町	字	地番
田主丸町秋成	榎町	111の1から111の3まで、111の8、112の2から112の17まで、114の1

吉原町	117の1、117の2、118の1から118の5まで、119の1、119の2、119の4から119の6まで、120の1、120の2、121の1、121の2、122の1から122の5まで、123の1から123の3まで、124	
惣津町	125の1から125の3まで、126の1から126の3まで、127の1、128の1	
下惣津町	130の1から130の3まで、130の5、131の1、132、133、134の1、135の1、136の1、136の2、136の7	
栲田	178の1、179の1、180の1、180の3、182の1、182の2、185の1、185の3、186の1、187の1、188の1、189	
水次町	190の1、191の1、192の1、193の1、193の2、193の4、193の5、194の1、194の3、195から200まで、201の1、201の2、202の1、202の3、203、205から208まで、209の1、209の2、210の1、210の2、211から215まで、217の1、217の2、218の1、218の2、219の1、219の2、220の1、220の2、221、222の1から222の3まで、223、225の1、225の2、226	
八ノ江	227の1、227の2、227の5から227の8まで、228の1、228の2、229の1、229の2、229の4、230の1、230の2、231の1から231の4まで、232の1、232の3、233の1から233の3まで、233の5、234の1、234の2、234の4から234の6まで、235の1、235の2、235の4、236、237の1、237の3、238の1、239の1、239の2、239の5、240の1、240の2、241	
九ノ江	242、243、244の1、244の3、245の9、246の6	
休場	282の5、287の6、290、292の1、292の2、293の2、294の1から294の16まで	
道越	295の1、295の4	
田主丸町森部	左別当	1から4まで、6の1から6の3まで、6の5、7
	祢宜町	472の1、472の2、473の1、473の2、474の1、474の2、475、476の1、477、478、479の1、480の1、480の3、481、482、483の1、484、485の1、485の2、485の4から485の6まで、486の1、487の1、488の1、488の2、488の4、489の1、489の2、489の4、489の5、490の2、490の4から490の9まで

只町	491の1、491の2、492の2から492の8まで、493の1から493の4まで、494の1から494の3まで、495の1、495の2、496の1、496の2、497の1から497の3まで、499の1から499の3まで、502の1、502の2、503の1、503の2、504の1、504の2、505の2、505の3、506の1、506の2、507の1、507の2、508の1、508の2、509の1、509の2、510の1、510の2、511の1、511の2、512の1、512の2、514の1から514の3まで、515、516の1、516の2、517の1、517の2、518、520、521の1、521の2
----	---

これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部

2 次の区域を田主丸町秋成字休場に編入する。

町	字	地番
田主丸町森部	祢宜町	490の1

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ア キャビネット（3×3 鋼製 両開き） 106台

イ キャビネット（3×6 鋼製 両開き） 93台

ウ ファイリングキャビネット（A4 2段 新JIS） 132台

エ パーティション（約W1,000 H1,500 鋼製 上部樹脂ガラス） 91枚

オ パーティション（約W900 H1,800 鋼製 上部樹脂ガラス） 110枚

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成19年3月30日（金）までの間

(4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年2月19日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A、B
01	02	事務機器	AA、A、B
02	01	スチール家具	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年2月7日（水）から平成19年2月19日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年2月19日（月）午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室（地下1階）

(2) 日時

平成19年2月20日（火）午前10時00分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第3項及び同法第18条第1項の規定に基づき開催される第196回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成19年2月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時

平成19年2月28日 午後2時

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡県吉塚合同庁舎 603A会議室

3 予定議案

- (1) 久留米都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (2) 久留米都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (3) 苅田都市計画臨港地区の変更（福岡県決定）について

- (4) 大牟田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (5) 大牟田都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (6) 大牟田都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (7) 小郡都市計画区域の変更（福岡県指定）について
- (8) 小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (9) 小郡都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (10) 北野都市計画区域の変更（福岡県指定）について
- (11) 北野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (12) 大刀洗都市計画区域の変更（福岡県指定）について
- (13) 大刀洗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (14) 太宰府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (15) 太宰府都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (16) 那珂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (17) 那珂川都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (18) 水巻都市計画区域の変更（福岡県指定）について
- (19) 水巻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (20) 岡垣都市計画区域の変更（福岡県指定）について
- (21) 岡垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (22) 遠賀都市計画区域の変更（福岡県指定）について
- (23) 遠賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について

- (24) 中間都市計画区域の変更（福岡県指定）について
- (25) 中間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (26) 中間都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (27) 北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (28) 北九州都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることもある。

人事委員会

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（女性）・警察官C）採用試験を別表のとおり施行する。

平成19年2月7日

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

平成19年度福岡県警察官採用試験

回数	試験の種類 試験区分	受験資格等	試験日		試験種目	試験地	合格発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	試験の特例等	その他
			第1次	第2次			発表日	発表の方法					
第 135 回	警察官 A (男性)	昭和52年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業生又は大学を平成20年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月13日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬	平成19年4月2日から平成19年4月23日まで なお、郵送による申込みは、平成19年4月23日までの消印のあるものに限る。	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	①「体力検査(注)」については、教養試験において一定の基準を満たした者のみ実施する。 ②他の都府県を第2志望とする特例(第135回警察官A(男性)及び第138回警察官B(男性)に限る。) 第2志望として下記都府県を選択することを認める。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県	これらの試験の問い合わせは、福岡県警察本部警務課に行うこと。 各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
			第1次	5月下旬	体力検査(注)	福岡市							
			第2次	6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬					
	警察官 A (女性)	昭和52年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業生又は大学を平成20年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月13日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬					
			第1次	5月下旬	体力検査(注)	福岡市							
			第2次	6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬					
	警察官 A	次のいずれにも該当する者 ① 昭和52年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業生又は大学を平成20年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月13日	教養試験 論文試験 実技試験 体力検査	福岡市	第1次	6月中旬					

	(武道指導)	② 受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第2次	6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬
第136回	警察官C 経済学 (北京語) 語学 (韓国・朝鮮語) 情報工学	次のいずれにも該当する者 ① 昭和52年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者又は昭和61年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業生若しくは大学を平成20年3月までに卒業見込みの者 ② 受験申込日現在、一定の専門的な資格等又は経験を有する者	第1次	5月13日	教養試験 専門試験	福岡市	第1次	6月中旬
			第1次	5月下旬	論文試験 体力検査	福岡市		
			第2次	6月下旬	専門試験 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬
第137回	警察官A (男性)	昭和52年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業生又は大学を平成20年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月16日	教養試験 論文試験	福岡市 北九州市 直方市 久留米市	第1次	10月中旬
			第1次	9月下旬	体力検査 ^(注)	福岡市		
			第2次	10月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬

平成19年4月2日から平成19年4月23日まで
なお、郵送による申込みは、平成19年4月23日までの消印のあるものに限る。

平成19年7月30日から平成19年8月20日まで
なお、郵送による申込みは、平成19年8月20日までの消印のあるものに限る。

。)

県外試験については、熊本県で行うものとし、第3志望までのうちで福岡県を選択することができる。なお、第1次試験については、当該県の警察官採用試験の実施時期及び方法による。

第 138 回	警察官 B (男性)	昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学の卒業者又は大学を平成20年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月16日	教養試験 作文試験	福岡市 北九州市 直方市 久留米市	第1次	10月中旬
			9月下旬	体力検査 ^注	福岡市			
	第2次	10月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬		
	警察官 B (女性)	昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた女性。ただし、大学の卒業者又は大学を平成20年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月16日	教養試験 作文試験	福岡市 北九州市 直方市 久留米市	第1次	10月中旬
9月下旬			体力検査 ^注	福岡市				
第2次			10月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬	

平成19年7月30日から平成19年8月20日まで
 なお、郵送による申込みは、平成19年8月20日までの消印のあるものに限る。

- (注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受ける事ができない。
- (注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）及び防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。
- (注3) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。
- (注4) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競技会	成績	種別	競技会	成績
	全国高校総合体育大会	個人・出場		全国高校総合体育大会	個人・出場
		団体・出場			団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民体育大会	団体・出場		国民体育大会	団体・出場

柔 道	剣 道
金鷲旗高校柔道大会	玉竜旗高校剣道大会
高校柔道大会（九州、関東など）	高校剣道大会（九州、関東など）
ジュニア柔道選手権大会（九州、関東など）	都道府県高校剣道大会
都道府県高校柔道大会	世界選手権大会
国際大会（全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会）	全日本剣道選手権大会
全日本柔道選手権大会	全日本学生剣道選手権大会
全日本柔道選抜体重別選手権	全日本学生剣道優勝大会
講道館杯柔道大会	西（東）日本学生剣道大会
全日本柔道団体選手権大会	学生剣道優勝大会（九州、関東など）
全日本学生柔道優勝大会	学生剣道選手権大会（九州、関東など）
全日本学生柔道体重別選手権	
柔道選手権大会（九州、関東など）	
学生柔道優勝大会（九州、関東など）	
学生柔道体重別選手権大会（九州、関東など）	

(注5) 上表中「一定の専門的な資格等又は経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

試験区分	資 格 等	経 験
経 済	<ul style="list-style-type: none"> 簿記検定（日本商工会議所・各地商工会議所主催）2級以上 簿記能力検定（（社）全国経理学校協会主催）1級以上 簿記実務検定（（財）全国商業高等学校協会主催）1級のいずれかの資格を有する者 	経理業務に専任として従事した経験を3年以上有する者
語 学	<ul style="list-style-type: none"> 通訳案内業試験合格 HSK（中国語能力認定試験）7級以上 TECC（中国語コミュニケーション能力検定）Bクラス以上（700点以上）※旧Cクラス以上 中国語検定準1級以上 ※旧2級以上 のいずれかの資格等を有する者	各言語を第1公用語とする国における留学又は勤務の経験を1年以上有する者若しくは各言語に係る通訳・翻訳業務又は語学指導業務の経験を3年以上有する者

(韓国・朝鮮語)	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳案内業試験合格 ・ハングル能力検定2級以上 ・韓国語能力試験5級以上 のいずれかの資格等を有する者	
情報工学	<ul style="list-style-type: none"> ・基本情報技術者（旧第Ⅱ種情報処理技術者） ・システム監査技術者 ・システムアナリスト ・プロジェクトマネージャ ・アプリケーションエンジニア ・テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理、エンベデッドシステム） ・ソフトウェア開発技術者 のいずれかの資格を有する者	情報システムの開発、保守又は運用業務の経験を3年以上有する者

監査委員

監査公表第18号

「県立学校における学校諸費」について実施した行政監査結果の報告（平成18年3月28日17監総第1140号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年2月7日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	後藤元秀

18 教財 第 757 号
平成19年 1 月23日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿
同 進谷 庸助 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 後藤 元秀 殿

福岡県教育委員会教育長
(財 務 課)

監査結果に係る措置について

平成18年3月28日17監総第1140号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり講じた措置について通知します。
なお、教育委員会としては当該報告を参考に、さらに学校諸費の管理等について学校の関与が適切なものとなるよう指導して参る所存であります。

記

区分	監査の結果	講じた措置の内容
学校徴収金の周知状況	学校徴収金等については、適時に目的、金額及び決定過程が分かるようにホームページの整備を行うよう検討する必要がある。 その際には、教育庁において、学校徴収金の項目（名称）の整理を行うことが望まれる。	県立学校ホームページ公開指針でも公開すべき情報となっており、積極的な情報提供について指導し改善した。また、項目については一定の整理をする方向で事務長会と連携して検討している。
学校徴収金の徴収決定 手続	取扱要綱第8条の規定に反し、保護者の代表者を入れた学校徴収金等検討委員会を設置していない学校があるので、早急に設置すべきである。 学校徴収金の徴収の決定に当たっては、マニュアルに示されているとおり、入学年次のみではなく、各学年分を学校徴収金等検討委員会で審議し、学校徴収金等の計画的かつ効率的な執行を図る必要がある。	学校徴収金等取扱要綱及び取扱マニュアルに基づき、保護者代表を入れた学校徴収金等検討委員会を設置していない学校は必ず設置するように事務長会で指導し改善した。 保護者負担軽減の観点から、毎年学校徴収金等検討委員会で、計画的・効率的な執行を含め各学年分の学校徴収金全般について検討するよう事務長会で指導し、平成19年度から改善することとした。

学校徴収金の徴収方法	保護者負担軽減の観点から、執行計画を作成して収入と支出を十分に検討し、年度当初に徴収している部分については、分納等の取扱いを検討する必要がある。	保護者負担軽減の観点から、納入困難者については分納等により適切に対応している。また、執行計画を作成し、年度一括徴収は分納等の取り扱いを検討するよう事務長会で指導した。
学校徴収金の管理	<p>学校徴収金についても負担が困難な者については、授業料に準じた減免等の支援についての配慮が望まれる。</p> <p>善良なる管理者としての注意義務に反し、帳簿等の整備を行っていない学校がある中で、取扱要綱第12条の規定に従い学校長は関係職員に対し必要な指示及び監督を行うべきである。</p>	<p>学校徴収金にかかる団体会費等については、すでに支援を行っている団体も多い。今後とも各学校と団体とが配慮の在り方を協議していく。</p> <p>公費に準じた会計処理が適用されるべきものであり、マニュアルに基づく会計処理を職員に指導するよう校長会等において徹底し改善した。</p>
学校徴収金の支出手続	<p>原則的には現金による管理は行わないとするものの、諸般の事情によりその必要性がある場合には、各学校において緊急用前渡資金に準じた事務処理規程を定めるなど厳格な管理を前提として現金による支出を行うよう検討する必要がある。</p>	<p>現金管理を行う必要がある場合は、学校徴収金等取扱要綱に基づく運用規程等の整備を行うよう事務長会で指導し、19年度から改善することとした。</p>
学校徴収金の支出内容	<p>マニュアルには、公費及び私費の区分基準が示されているが、公費から支出することが適切ではないかと思われる経費が学校徴収金から支出されているので、教育庁は適切に支出が行われるよう指導を行う必要がある。</p> <p>また、各学校においても、学校徴収金の徴収目的と支出内容が異なることがないように、決裁過程において十分に確認を行う必要がある。</p>	<p>公費、私費の負担区分の明確化については、毎年通知しているが、改めて公費から支出することが適切と考えられる経費については公費から支出するよう事務長会で指導の徹底を図った。</p> <p>また、学校徴収金の徴収目的に沿った支出を行うよう指導し改善した。</p>

<p>学校徴収金にかかる決算手続</p>	<p>教育庁においては、徴収目的や受益範囲等を勘案し、精算すべき学校徴収金の項目と繰り越しも可とする項目とをマニュアル等に示すよう検討する必要がある。</p> <p>卒業積立金として徴収した中から同窓会の入会金に充当する場合や他会計へ繰り入れられる可能性がある場合には、保護者に対して事前に説明を行う必要がある。</p>	<p>学校徴収金は、原則として学年末又は卒業時までには精算することを指導している。ただし、繰り越しが必要がある場合は保護者に対して事前に説明し了承を得るよう事務長会で指導した。</p> <p>卒業時の記念品代等の支出に充てる卒業積立金を、同窓会の入会金に充当する場合や他会計へ繰り入れる場合については、保護者に対して事前に説明し、了解を得るよう事務長会で指導し改善することとした。</p>
<p>学校徴収金にかかる決算等の情報提供</p>	<p>取扱要綱第6条第2項の規定等に反し、決算報告が行われていない学校があった。学校長は、学校徴収金の委託者たる保護者に対し、年度完了後速やかに学校徴収金の全ての会計の支出内容等について決算報告を行うべきである。</p> <p>教育庁において、速やかに決算報告を行うことができるように、総額の決算書及び個人別計算書の統一的な様式や作成方法を検討する必要がある。</p>	<p>学校徴収金等取扱要綱及び取扱マニュアルに基づき、保護者に対し年度完了後速やかに学校徴収金等のすべての会計の支出内容等について決算報告を行うよう事務長会等で指導し、平成18年度から改善することとした。</p> <p>決算書等の様式については、各学校共通なものを作成する方向で事務長会と連携して検討を進めている。</p>
<p>学校徴収金に係る外部監査等のチェック体制</p>	<p>学校徴収金は、公金に準じるものである。その透明性を高めるためにもPTA等による監査を制度化するなど、その額にかかわらず第三者によるチェック体制を確立するよう検討する必要がある。</p>	<p>PTA等による監査を金額にかかわらず積極的に導入すること、少なくとも修学旅行積立金など高額な学校徴収金については監査を受けるよう事務長会で指導した。</p>
<p>修学旅行</p>	<p>透明性、公平性の観点から見積書等提出依頼業者（企画コンベンに参加する業者）を選定する段階から、業者選定委員会に諮る必要がある。</p> <p>修学旅行の終了後に残金の精算を行う必要があるが、精算を行わない場合には、残金をどの会計に繰り入れるのかを保護者に事前に説明する必要がある。</p>	<p>業者指名を行う前に、業者選定委員会を開催し、業者選定方法・入札又は見積依頼業者の選定を行うよう校長会等で指導し改善を図った。</p> <p>終了後、原則として速やかに精算を行うべきであるが、精算を行わない場合は残金をどの会計に繰り入れるのかを事前に保護者に対し説明するよう校長会等において指導し改善を図った。</p>

学校指定物品の指定手続	<p>マニュアルに記載のとおり、競争性の確保の観点からも福岡県財務規則に準じた入札を行う必要があるが、やむを得ず随意契約による場合には、その理由を明確に記載する必要がある。</p> <p>また、必ず契約書を作成する必要がある。</p>	<p>公費に準じた会計処理が適用されるべきものであり、随意契約による場合は契約理由を明示すること、又必ず契約書を作成するよう事務長会で指導し改善した。</p>
PTA会計事務の取扱い	<p>PTA会費の徴収等の会計事務について、学校が受託していることを示す文書がない学校がほとんどであり、根拠が不明確なまま事務を行っているので、事務の受託を行う場合には、PTAと学校が文書を作成し、その根拠を明確にする必要がある。</p>	<p>学校が、PTAの会費徴収等の会計事務を行う場合には、PTAから文書で依頼を受けるように事務長会で指導し改善を図った。</p>
同窓会の会計事務の取扱い	<p>同窓会の会費徴収について、学校が徴収事務を受託していることを示す文書がない学校がほとんどであり、根拠が不明確なまま徴収事務を行っているので、徴収事務の受託を行う場合には、同窓会と学校で文書を作成し、徴収事務の根拠を明確にする必要がある。</p>	<p>学校が、同窓会の会費徴収等の会計事務を行う場合には、同窓会から文書で依頼を受けるように事務長会で指導し改善を図った。</p>
	<p>同窓会は学校組織とは独立した任意の団体であり、学校教育活動との関係においてPTAとは性格が異なるものであると考えられること、また、同窓会内で会計事務が処理されている事例が多いことから、教育庁は、その取扱について検討する必要がある。</p>	<p>本来、同窓会の会計事務は団体自らが行うべきものであるが、会計事務の適正な執行を図るため、同窓会から会計事務の依頼を受け、特に配慮を必要とする場合には、例外的に会計事務の取扱ができるものとする。</p>
団体からの寄付等の状況	<p>PTAの所有物品の使用貸借であるとする備品等については、管理状況や使用状況からみて、実態的には学校に帰属しており、寄付と見なざるを得ないものも多かった。当該学校における教育環境の整備を目的とした物品や金銭の支援を受ける必要がある場合には、寄付受納等の手続きを取るなど、その会計処理を明らかにする必要がある。</p>	<p>物品の支援を受ける場合には、福岡県財務規則及び福岡県立学校における寄付受納事務取扱要綱に基づき適切な会計処理を行うよう事務長会で指導した。</p> <p>なお、団体からの金銭による寄附は、受け取らないよう指導し改善した。</p>

PTA及び同窓会以外の団体	PTA及び同窓会以外の任意団体からの会費徴収事務の受託は、教育活動との関わり合いを十分考慮し、教育庁の主管課への届出制をとるなど安易に行われることがないよう慎重に対応する必要がある。	学校がPTA及び同窓会以外の任意団体の会費徴収事務の依頼を受ける場合の取扱については、安易に行われることがないよう、会費値上げについても平成19年度から事前協議を受けるように事務長会で指導し改善した。
課外授業等に係る経費	課外授業は、PTAが事業主体として実施するものと位置づけられていることから、PTAの会計として処理するよう検討する必要がある。	PTAの会計として処理するよう校長会等で指導し、平成19年度から改善することとした。
	課外模試（業者テスト）について、教育庁は事業主体、経理方法を明らかにする必要がある。	事業主体については、PTAとテスト業者が考えられるが、消費税負担等の問題があることから経理方法等を含め、今後校長会等と調整した上で明らかにしたい。
進路指導に係る経費	PTA会長名で雇用した職員については、雇用者と負担者が一致していないため、学校徴収金として徴収された進路指導費から支出するのではなく、PTAの会計として処理するなどの検討を行う必要がある。	各学校で取扱が異なるため、PTAの会計として処理できないか、PTAや学校と調整検討している。
空調に係る経費	PTAの負担と管理により実施されるものであれば、PTAの会計として経理を行うよう検討する必要がある。	平成19年度から空調にかかる経費については、PTAの会計として処理することを事務長会等において徹底を図った。
給食費（定時制に係るもの）	給食の予定食数と業者への発注食数の差による余剰金については、徴収額の算定方法を見直すなど、その処理について検討を行う必要がある。	関係校に対し、喫食数の実態に即すよう徴収額の見直しを指示するとともに、PTAを含めて余剰金の取扱を検討し、改善を図るよう指示した。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第225号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、みやま市長職務執行者から次のようにみやま市の大字の区域を廃し、その区域をもって町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成19年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

次のとおり大字の区域を廃止し、その区域をもって新たに町の区域を画する。

1 廃置分合前の山門郡瀬高町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字文廣	瀬高町文廣
大字大江	瀬高町大江
大字太神	瀬高町太神
大字大草	瀬高町大草
大字大廣園	瀬高町大廣園
大字小川	瀬高町小川
大字小田	瀬高町小田
大字上庄	瀬高町上庄
大字河内	瀬高町河内
大字坂田	瀬高町坂田
大字下庄	瀬高町下庄
大字泰仙寺	瀬高町泰仙寺
大字高柳	瀬高町高柳
大字長田	瀬高町長田

大字浜田	瀬高町浜田
大字東津留	瀬高町東津留
大字廣瀬	瀬高町廣瀬
大字本郷	瀬高町本郷
大字松田	瀬高町松田
大字本吉	瀬高町本吉
大字山門	瀬高町山門
小字は残す。	

2 廃置分合前の山門郡山川町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字尾野	山川町尾野
大字河原内	山川町河原内
大字北関	山川町北関
大字甲田	山川町甲田
大字重富	山川町重富
大字清水	山川町清水
大字立山	山川町立山
大字原町	山川町原町
大字真弓	山川町真弓
小字は残す。	

3 廃置分合前の三池郡高田町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字今福	高田町今福
大字岩津	高田町岩津
大字永治	高田町永治
大字江浦	高田町江浦

大字江浦町	高田町江浦町
大字海津	高田町海津
大字上楠田	高田町上楠田
大字亀谷	高田町亀谷
大字北新開	高田町北新開
大字黒崎開	高田町黒崎開
大字下楠田	高田町下楠田
大字昭和開	高田町昭和開
大字竹飯	高田町竹飯

大字田尻	高田町田尻
大字田浦	高田町田浦
大字徳島	高田町徳島
大字濃施	高田町濃施
大字飯江	高田町飯江
大字原	高田町原
大字舞鶴	高田町舞鶴
大字南新開	高田町南新開
小字は残す。	

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
18・12・4	2615 増刊①	規則	81	2		○	11		「必要に応じ、」	「必要に応じた、」

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二号
印刷 株式会社エッツ

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)